

平成30年6月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成30年6月21日

○出席議員 15人

1番 藤本 治 君	3番 久我 恵子 君	4番 鈴木 克己 君
5番 磯野 典正 君	6番 照川 由美子 君	7番 戸坂 健一 君
8番 佐藤 啓史 君	9番 黒川 民雄 君	10番 末吉 定夫 君
11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君	13番 岩瀬 洋男 君
14番 土屋 元 君	15番 岩瀬 義信 君	16番 寺尾 重雄 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿田 寿男 君	副 市 長 関 重夫 君
教 育 長 岩瀬 好央 君	総 務 課 長 酒井 清彦 君
企 画 課 長 軽 込 一浩 君	財 政 課 長 齋藤 恒夫 君
税 務 課 長 土屋 英二 君	市 民 課 長 植村 仁 君
介護健康課長 大森 基彦 君	福 祉 課 長 吉清 佳明 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 神 戸 哲也 君	都 市 建 設 課 長 鈴木 克己 君
農 林 水 産 課 長 平 松 等 君	観 光 商 工 課 長 高橋 吉造 君
会 計 課 長 菰田 智 君	教 育 課 長 岡 安和彦 君
社会教育課長 長 田 悟 君	水 道 課 長 大野 弥 君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 渡辺 茂雄 君	議 事 係 長 原 隆宏 君
-----------------	----------------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案、請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第30号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算

請願第2号 「国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

(産業厚生常任委員長)

議案第31号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

陳情第5号 国に対する地方消費者行政の財政支援を求める意見書提出に関する陳情

第2 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第2号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書について

発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

発議案第4号 地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書について

第3 報告

報告第4号 平成29年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について

開 議

平成30年6月21日(木) 午前10時開議

○議長(岩瀬洋男君) ただいま出席議員は15人全員で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案、請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(岩瀬洋男君) 日程第1、議案を上程いたします。

議案第30号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算、請願第2号 「国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。磯野総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 磯野典正君登壇〕

○総務文教常任委員長(磯野典正君) 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月18日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしま

した。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第30号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算、以上2件につきまして、議案第30号は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。議案第33号は、賛成少数で、原案は否決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、土木費、社会資本整備総合交付金事業について、社会資本整備総合計画を実現するための制度であり、市道勝浦荒川線は重要なインフラ整備として必要なもので、費用の算出は適正であるとの賛成討論がありました。

また、請願第2号「国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上2件につきましては、紹介議員に説明を求め、審査を行った結果、請願第2号は全員賛成で、請願第3号は、賛成多数で採択と決定しました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長長の報告を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより委員長長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） 今の委員長報告を聞いていますと、議案第33号の一般会計補正予算の否決について、賛成討論はあったと言われましたが、反対討論が先にあったというふうにおっしゃられたと思いますが、その説明がございませんでした。説明を求めます。

委員長報告に対して、委員会の中で反対に対する討論が先にありました。今言われたのは賛成の討論だけの説明でした。ですから、それは両方を説明するのが委員長として当然ではないかということで、どのような反対討論の内容かを説明していただきたいということです。

○議長（岩瀬洋男君） 今整理してありますが、委員長報告については、今までですと、少数意見を言っているということだそうです。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） 了解しました。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○10番（末吉定夫君） 議案第33号の勝浦市一般会計補正予算、今回、今、委員長が登壇して、賛成少数で否決されたということですのでけれども、この問題につきまして、今前段者が反対討論の意見をというお話もありました。この否決は、万が一、社会資本整備総合交付金事業、これを反対したということであれば、私としては大変なことだなというふうな考えであります。しかしながら、今、委員長の報告の中に入ってませんでしたけれども、そんなような関係で、委員長のほうから、総務委員会の中で、どのような議論があったのか、できるだけ詳細にお話しできればと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。磯野総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（磯野典正君） お答えいたします。ただいま末吉議員の質問ですが、議案第33号の質疑で、土木費、社会資本整備総合交付金事業についての議論が集中した委員会でありました。その内容を何点か上げさせていただきます。

勝浦荒川線の道路改良工事を実施しない場合の問題点という質問がありました。これに対して、担当課長からは、開発業者が施工した道路は、道路構造令に即した道路ではなく、勝浦警察署との協議内容も満たされない状況で、安全確保ができないとの答弁がありました。

また、勝浦荒川線は、仮設であろうが、普通に走れる古い道路よりも安全に通行できるので、今ある道路はそのまま、側溝だけ直して、市民が困っている他の道路に投資すべきで、予算を減らしてでも10年ぐらいいはもつとの想定で、傷んだら考えればよいのではないかという質問がありました。それに対して、道路等の社会資本整備は未熟な本市が積極的にこの交付金を活用して道路整備を行うべきである、道路管理者として安全性を絡む道路を放置できない、新たな道路は構造令の基準にのっとり必要性があり、このままの状況を放置することは、住民福祉につながらない、道路側溝だけ単独費で行った場合でも2,000万円から3,000万円かかるのが見込まれ、交付金を活用して、本来の工事を行うぐらい市の負担がかかってしまうとの答弁がありました。

また、社会資本整備の交付金を充てて工事を行うことはよいことだが、できたばかりの道路で舗装を削いでまで行うことに対し、市民にどう説明するのか、何年かこの道路のまま使用して、損害があらわれたら改良工事を行う処置はできないのかという質問がありました。平成27年度から既にこの整備方針があり、今の道路は仮の道路で、三者協議により仮の道路は事業者がつくり、その後、市が社会資本整備交付金を使って安全な道路を整備する計画で、急遽出た計画ではありませんという答弁がありました。

道路を新設する場合、道路構造令にのっとりたものにする義務があり、現状の道路はその基準に満たしていないので、直ちに危険というわけではないが、道路の瑕疵は絡んでくる。表層は全て剥がすが、路盤は一部使っていくので、全てやり直すわけではないという答弁がございました。

また、表層路盤をやり直すようだが、協定書の段階での瑕疵担保の問題はあるのか、社会資本整備の交付金を使うと5割でできるかもしれないが、これを戻して他にやってもらいたい場所もあるのでとの質問では、協定書が道路をどこまで開発業者が行って、その後市が行うとの内容なので、瑕疵はない、社会資本整備の交付金に対し手をおろすことは可能だが、千葉県を通じて事業採択されたもので、当初予算の段階ではなく、この補正予算のときに手をおろすことによって、千葉県全体に負担をかける事態となるとの答弁がありました。

さらに、岩盤のところは上層路盤だけの施工だと思うが、どのような内容か、アスファルトの削り取る立米数、また、処理費用はどの程度かかるか、現状5センチの舗装があるので十分であり、新年度予算のときの説明と相違があり、再度当初予算の事業も再検討が必要、側溝は必要だが、何メートルでどのくらいかかるのかという質問がありました。

岩盤の上でも道路構造令にのっとり、全て二層になる。アスファルトの撤去については、149立米で処分費用は81万6,000円、当初予算時は委託業務の途中であり、不確定な部分があったため、相違が出た。側溝の費用は再計算を行っていただきまして、250ミリが左右おのおの、250ミリというのは側溝の大きさです。これが左右におのおの360メートル、300ミリの大きさのU字溝が69メートル、横断側溝が同じく300ミリの大きさに6.3メートルと7.1メートルで、合計3,078万円かかるとの答弁がありました。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○10番（末吉定夫君） ありがとうございます。今、委員長の答弁を聞きますと、社会資本整備交付金事業の勝浦荒川線の道路の問題は否決になった大きな要因だと思いました。やはり、今の道路の安全性と、国からの補助金、そういったものを考えますと、私はこの社会資本の工事に

つきましては否決するということはいかななものかと思います。今の答弁で十分承知しました。ありがとうございました。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、鈴木議員より通告がありましたので、鈴木議員の発言を許します。鈴木克己議員。

〔４番 鈴木克己君登壇〕

○４番（鈴木克己君） 議長のお許しがありましたので、登壇させていただきました。

議案第33号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算に対し、反対の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、既定予算に１億7,558万1,000円を追加しようとするものでありますが、追加予算のうち、道路橋りょう費、道路新設改良費の道路改良工事費1,280万円以外の補正予算については、市民生活に対する緊急性のある事業や有害鳥獣対策、または消防防災対策関連費の補正であり、妥当なもの判断いたしますが、社会資本整備総合交付金事業としての勝浦荒川線串浜地先の道路改良工事費の計上については、予算計上に係る説明に大きな疑問が生じることから、この予算計上に反対せざるを得ません。

この勝浦荒川線の一部道路改良部分については、本年度当初の予算に計上された事業費4,000万円の道路改良事業に対しての追加として計上されておりますが、同場所の同事業であるにもかかわらず、３月議会の当初予算での説明と、今回の補正予算計上に対する説明に大きな相違があります。

この道路改良には、平成29年度事業でコンサルに設計を委託したものでありますが、当初予算を審議した３月議会での説明では、実際の改良全てやらなければならない延長は450メートルあり、うち300メートルの改良費を計上し、設計内容は委託業務途中であり、まだ詳細はわからないとの前置きの中で、現在の舗装の厚さは５センチあることが判明し、路盤のほうも切り土による道路を建設しているところが大半であり、路盤も良好なため、今の舗装面でそのままいける可能性も高いのではないかということを知っている。当初見えていた全部やり直しではないとの報告も受けているとの説明でした。

また、副市長からは、危険箇所は最優先で処理しなければならないと思っている。予算計上については、土木の専門職が十分精査をした上での予算計上ですので、ご理解をいただきたいとのことでした。

そもそも本年度の事業として計画されている道路改良の区間は、串浜地先の大規模太陽光発電所の計画地内にあった市道の付け替え道路として平成27年９月15日に道路管理者である勝浦市長、土地所有者の株式会社串浜企画、開発事業申請者の株式会社エジソンパワーの３者による公共施設整備に関する協議書に基づき、開発事業地内に取り込んだ市道の付け替え道路として建設されたものであります。

この３者による協議書自体にも大きな疑問点があること、及びなぜ事業者が完全な道路を整備しないかについて、平成29年３月の議会の一般質問でその内容を確認したところ、「事業者による開発事業が当初から作業が遅れており、着手が危ぶまれており、特別土地保有税の免税期限も迫っている中、事業着手していただきたいということで、最重点をそこに置き、今回の道

路改良は内容まで譲歩したものであります。市が全部改良するものと、あと部分的に改良する上では費用が大分安価で済むであろうと思われるので、今回はこの改良でいいというふうにしたものであります。」これは当時の議事録からの転写です。

また、この協議書によれば、その取り扱いとして開発区域内に設置される道路は、新設道路、拡幅道路と付け替えるものと記載されており、事業者であるエジソンパワーが下層路盤まで施行し、区域外道路との取り付けを行い、さらに円滑な交通のために下層路盤上に4センチのアスファルト層を設け、使用開始するとなっています。

そして、道路の帰属については、申請者が管理者に対し、公共施設である道路の引き渡しは市が行う検査合格後、速やかに行うものとしており、瑕疵については、引き渡された道路にふぐあいがあった場合の修理については、引き渡し後1年間は申請者が行うものとなっています。

委員会において、確認のため協議書にある道路の引き渡しの日と検査日について確認いたしましたが、一連の書類が不明、見当たらないとのことで、確定日に対する明確な答弁はありませんでした。

このような一連の関連事項に対する質問や予算審査における質疑等を前提に、新たに補正予算計上に対して総務文教常任委員会での審議には、このことについて5名の委員から提案理由に対し質問があり、その中で明らかになったことは、3月議会でのときはC B R値、いわゆる路床、路盤の支持力の値がよいところが多かった。アスファルトの厚さも5センチあった。などのことで、道路面についてはさほどいじらないでいけると思っていたが、現在の道路はあくまで仮設道路との認識とのこと、この仮設道路は委員会で初めて出てきた言葉です。危険性のある安全な道路ではない。盛り土部分のC B R値が低いところもあり、道路構造令に基づく道路を新たに建設しなければ、交付金を活用した事業ができないので、現在のアスファルトを全て撤去した上で、新たに道路を新設するとのことではありますが、そうであれば、当初の4,000万円の事業を予算化するに当たって、道路設計に係る委託事業の結果を見て行うことが必要だったと思うと同時に、当然結果による積算と予算案の提出となるべきではありますが、当初予算時には委託途中とのことで、今回の補正予算による事業の説明に余りにも相違があり、このことは市議会に対しての慎重さが足りず、市議会を軽視し、無責任であると言わざるを得ません。

さらに、現在の道路は、危険性があるとの説明ではありますが、なぜそのような構造で引き受けたのか、そしてそれを黙認し、道路状態として通行させているのか、疑問はさらに拡大するのみです。

荒川線全体を見れば、今回の事業箇所よりはるかに危険性のある箇所が多くあり、それを先に対応することが必要ではないか。この事業箇所に関連し、早急に対処すべきは、既存道路との取付箇所である沢山トンネル付近の狭隘な箇所及び中谷廻り山線の清掃センター付近の狭隘なカーブ付近であり、以前から指摘をしているところであります。

市内全域を見ると、区長から市道に関する要望も多くある。質問においては明確になったことは、平成28年度末で569件の要望があり、緊急性などを総合的に判断して対応しているとのことではありますが、今年度計上された道路改良事業は、緊急性を認めず、工事を急ぐことに対し、市民への説明が全くできないものと考えております。

交付金を活用した大規模な改良工事を行うのではなく、最低限必要な道路排水施設の設置の

みの事業を行うことで対応することを意見として提出いたします。

交付金を活用し、市の負担は軽くすると言っても、全ては税金であることを忘れてはなりません。

この道路の建設に至る根本をもう一度精査し、当初に事業施工した開発事業者との関係もあることから、危険性のあるという道路を黙認した市の対応に対し、市長の責任も含め、精査する必要が生じてきたことも明らかになりました。これら今後この道路をどのように対処し、建設していくか、検証しなければなりません。まずは工事ではなく、この道路問題の解決を先に行うことが必要であることから、補正予算からこの部分を削除することを求め、提案された補正予算に反対の立場を表明します。

最後に、総務文教常任委員会を閉めた直後に市長から、この予算を否決したならば、今後荒川線に対する危険箇所を含む一切の工事を行わないとの強い口調の発言があったことは議会を冒瀆するものであり、市長としていかなものかと思います。

以上で、一般会計補正予算に対する反対討論といたします。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論ありませんか。黒川民雄議員。

〔9番 黒川民雄君登壇〕

○9番（黒川民雄君） 私は、議案第33号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、総務費において、犯罪の抑止力と犯罪の早期解決に寄与する防犯カメラの設置が盛り込まれており、衛生費におきましては、市民生活に欠かせない衛生処理場の改修工事費があり、また、土木費においては、インフラ整備の根幹である道路改良工事費や橋りょう架け替え工事費など、いずれも安心安全な市民生活につながる予算が計上されております。

特に、市道勝浦荒川線の道路改良事業は、市民生活の利便性はもとより、人も車も安全に通行することができるようにする事業であります。

執行部のこれまでの説明では、このたび改良しようとする道路は、太陽光発電施設建設事業者が暫定的に整備した道路であり、曲線部で遠心力を減少させる片勾配が取り付けられてなく、対向車線へはみ出る危険性もあり、また、交通安全対策として、未整備区間へ接続する箇所などへ「幅員減少」や「つづら折りあり」等の道路標識を設置し、下り坂には滑り止めカラー舗装や減速マークを施工するなど、市が法令の基準や勝浦警察署との道路協議に添って正規な整備を行なうものであり、車両と歩行者の安全で円滑な通行を可能とするものであるとのことであります。また、この整備方針も平成27年度から示されていたものであり、いわば計画どおりに整備していく予算であります。

この整備計画を先送りした場合、法令の基準に合致しない、新たにつくられた道路が供用され続けることになります。仮に道路の構造上の欠陥に起因した交通事故が起きた場合、誰がその責任を負うのでしょうか。さらに、本件は社会資本整備総合交付金事業として、国が事業認定した事業でありますので、今回、仮に取り下げを行なった場合、今後、必ず再認定となる保障がないことから、私を初め、早くこの道路をきれいに整備してもらいたいと願っている、特に上野地区の皆さんはもとより、多くの市民の期待を裏切ることになりますので、計画どおりに工事を実施したいという執行部の方針に賛同するものであります。

私たち議員は、個人的感情や感想からではなく、市域全体を見渡し、もろもろの事柄を総合

的に判断するものであろうと考えます。

以上のことから、議案第33号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算に対しまして賛意を表し、賛成の立場での討論いたします。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論ありませんか。藤本治議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、ただいまの総務文教常任委員長報告のうち、議案第33号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算に反対の立場から討論を行います。

この補正予算の土木費のうち、道路新設改良費、社会資本整備総合交付金事業、勝浦荒川線の道路改良工事費については、質疑の中で新しく付け替えられた現状の道路の表層アスファルト路面を全て削り取り、新たに路床を改良した上で、アスファルト舗装をし直すとの工事内容が明らかとなりました。それは社会資本整備総合交付金を受けて、新設する道路には満たすべき設計基準があるためとの理由によるものでした。

しかし、現状の道路は、新設されて間もないものであり、危険を感じる箇所は、現在どこにもありません。大型車が通ることはほとんどなく、もっぱら普通車が利用する道路であり、安全にスムーズに走行できており、この状態は長く続くものと思われま

す。盛り土の箇所の路床が軟弱であるとしても、今直ちに路面にその影響があるわけではありません。カーブの遠心力による影響も、速度制限を行えば、事故につながる危険を回避できると思われま

す。にもかかわらず、今年度直ちに路面を削り、道路工事をやり直すことになれば、納税者である市民の多くは、何を無駄なことをやっているんだと、税金の使い方に大きな疑念、不審を持つことになるでしょう。したがって、勝浦荒川線の道路改良工事は、側溝とトンネルの前後や清掃センター前の道路改良などの必要最小限にとどめ、新設道路のでこぼこや穴あきに対しては、その兆候があらわれた後に対処すればよいと考えま

す。また、市内その他の緊急を要する道路整備箇所への対応を優先すべきであることを申し添え、反対討論を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。照川由美子議員。

〔6番 照川由美子君登壇〕

○6番（照川由美子君） 私は、議案第33号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

本議案には、防犯カメラの設置や衛生処理場の改修工事費、道路改良工事費及び橋りょうの架け替え工事費などが計上されており、どれも市民生活に切実に係っている予算であります。

特に、道路の改良事業は、先ほどの賛成討論にあったように、市民生活の利便性と安全性を高め、市の経済にとっても重要な事業であると思いま

す。6月18日に開催されました総務文教常任委員会で、この改良工事をせずに、今のままにしておいた場合にどのような問題点があるかと質問したところ、執行部からは、現在の道路は、開発業者により施工された仮の道路であり、道路構造令に則した勾配等になっていなく、また、勝浦警察署と道路協議を行った内容も入っていないため、安全に通行できる道路となっていないとの回答がありました。

また、質疑応答の中で、今回の社会資本整備総合交付金の取り下げを行った場合、今後の同交付金に影響が出る可能性もあるという答えがありました。

道路などの社会資本整備が課題となっている勝浦市においては、市の単独予算でさまざまな整備を行なうことは不可能であり、積極的に交付金を活用して、事業を実施していかねばならないと思います。

今回、未完成な道路を早期に安全な道路に改良し、これが完成した後、まだ未改良となっている箇所を改良していきたいという執行部の考えは理解できるところであります。

以上申し上げたとおり、議案第33号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算に対して賛意を表し、賛成の討論といたします。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第33号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 起立多数であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、請願第2号 「国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採択いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、請願第2号は、採択と決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採択いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、請願第3号は、採択と決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第31号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、陳情第5号 国に対する地方消費者行政の財政支援を求める意見書提出に関する陳情、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。戸坂産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 戸坂健一君登壇〕

○産業厚生常任委員長（戸坂健一君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月19日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第31号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上3件につきましては、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、陳情第5号 国に対する地方消費者行政の財政支援を求める意見書提出に関する陳情につきましては、陳情者に説明を求め、審査を行った結果、全員賛成で採択と決定しました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 議案第32号の勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、この審議の中で引き下げの規模をより大きな規模での引き下げをできるかできないかについての審議、どのようになされたか、お尋ねします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。戸坂産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（戸坂健一君） ただいまのご質問に関して、そのような議論は、当委員会ではなされませんでした。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第34号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、陳情第5号 国に対する地方消費者行政の財政支援を求める意見書提出に関する陳情を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、陳情第5は、採択と決しました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬洋男君） 日程第2、発議案を上程いたします。発議案第2号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書について、発議案第3号 義務教育国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬洋男君） 発議者から提案理由の説明を求めます。磯野典正議員。

〔５番 磯野典正君登壇〕

○５番（磯野典正君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第２号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書について及び発議案第３号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上２件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第２号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書について申し上げます。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。

しかし現在、日本の教育は、いじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えています。

また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務であります。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。

そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠であります。

充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成31年度に向けての予算の充実をしていただくことを強く要望しようとするものであります。

震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に図ること。

少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。

子どもたちが、地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

次に、発議案第３号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものであります。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及しています。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。

また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至であります。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望しようとするものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（岩瀬洋男君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第2号及び発議案第3号、以上2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第2号及び発議案第3号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第2号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、発議案第4号 地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬洋男君） 発議者から提案理由の説明を求めます。戸坂健一議員。

〔7番 戸坂健一君登壇〕

○7番（戸坂健一君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第4号 地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

消費生活相談体制の整備等、地方消費者行政の充実・強化は、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって一定の前進が図られてまいりました。一方で、この交付金措置が平成29年度で一区切りを迎えようとする中、自主財源の確保や人員（行政職員・消費生活相談員）措置、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置が進まない等の課題が残されております。

こうした中、平成30年度予算に向けて、地方から国に対して60億円を超える地方消費者行政推進交付金の要求をしてくれています。ところが、平成30年度予算案によれば、交付金の合計は24億円という結果となり、地方公共団体の要請に国が全く応えられていない結果となっています。国による交付金措置が後退することにより、消費生活相談体制の維持など消費者行政が後退していく懸念があります。

消費者庁には地方支分部局がないことも相まって、地方消費者行政の機能強化が進まない場合、消費者被害情報の収集・分析、法執行、消費者被害防止の広報啓発等、国の消費者行政も進まないことも懸念されます。

よって、国におかれては、地方消費者行政推進交付金の後継交付金措置を初め、以下のことを対応されるよう要望します。

- 1、平成30年度の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成30年度本予算で確保できなかった交付金額について、国として補正予算で手当てすること。
- 2、平成31年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度までの水準で確保すること。
- 3、地方公共団体が消費者相談を受け、相談情報を全国消費生活情報ネットワークシステムに登録したり、悪質業者に対する行政処分を行なうことの効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国の消費者行政につながっているという点を踏まえ、地方公共団体のこのような事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（岩瀬洋男君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第4号 地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（岩瀬洋男君） 日程第3、報告であります。報告第4号 平成29年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について、市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第4号 平成29年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

本件は、平成29年度勝浦市一般会計予算の繰越明許費で、社会保障・税番号制度事業ほか4件に係る経費2,689万9,000円を平成30年度へ繰り越すために調製した繰越明許費繰越計算書であります。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（岩瀬洋男君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって平成30年6月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第30号～議案第34号、及び請願第3号、陳情第5号の総括審議
1. 発議案第2号～発議案第4号の総括審議
1. 報告第4号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員